

第70回地域再生計画の認定申請に係る 事前相談及び認定申請受付における主な注意点について

本資料は、第70回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付における主な注意点について概要をまとめたものです。

地方版総合戦略関係

(1) 地方創生整備推進交付金及び企業版ふるさと納税（以下、これらを総称して「本件支援措置」という。）を活用する地域再生計画の認定申請時の注意点

認定申請に当たっては、各地方公共団体において策定する地方版総合戦略（以下「戦略」という。）を認定申請書類として提出していただく必要がありますが、第70回認定回（以下「本認定回」という。）の認定申請受付期間から本件支援措置を活用する事業の事業実施期間の始期以前に、現行戦略が改訂される場合は、事業実施期間の始期（交付金については交付決定日）において効力のある次期戦略の案を認定申請書類として提出してください（次期戦略の案の策定が認定申請日に間に合わない場合は、次回認定回（本件支援措置を受付の対象とする次回以降の直近の認定回）で変更認定申請を行ってください。）。

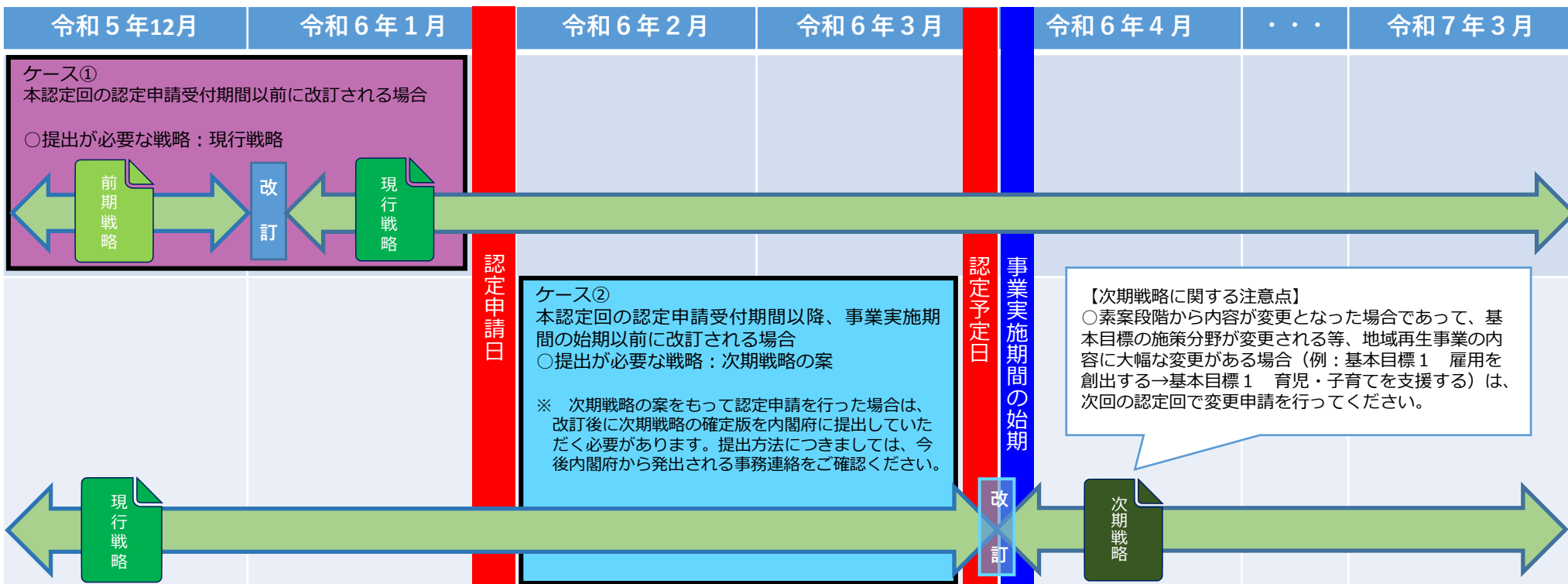
なお、本認定回において、提出予定の戦略が読替え通知等により延長し、戦略自体の記載変更を行わなかった場合は、戦略と併せて当該読替え通知等を提出してください。

(2) 地方版総合戦略の改訂に伴い地域再生計画を変更する場合の注意点

次期戦略の案を基に作成し、認定申請を行った地域再生計画について、次期戦略（確定版）が作成されるに当たり、素案段階から内容が変更となった場合であって、基本目標の施策分野が変更される等、地域再生事業の内容に大幅な変更がある場合（例：基本目標1 雇用を創出する → 基本目標1 育児・子育てを支援する）は、次回の認定回で変更認定申請を行ってください。

また、前期の戦略を基に作成し、認定された地域再生計画について、次期戦略策定に伴い、基本目標の施策分野が変更される等、地域再生事業の内容に大幅な変更があった場合は、本認定回で変更認定申請を行ってください。

- **企業版ふるさと納税**を活用する事業の事業期間（以下「事業期間」という。）中は、**地方版総合戦略（以下「戦略」という。）に切れ目が生じないよう戦略を策定することが必要となります。**次期戦略の始期は、現行戦略の終期と連続するように切れ目なく設定してください。



○まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A（第12版）＜認定申請編＞

- Q2-5 地方版総合戦略を改定する予定ですが、Q2-4の「地方版総合戦略に位置付けられた地方創生に資する事業」とは現行・次期戦略のどちらに位置付ける必要があるのですか。
- A2-5 地域再生計画に記載するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業実施期間（A2-2のf.に掲げる事業実施期間）の始期に効力のある地方版総合戦略に位置付ける必要があります。
なお、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の活用にあたっては、現行の地方版総合戦略と次期地方版総合戦略の計画期間に隙間が生じないようにご注意ください。
〔具体的なイメージ〕
- ①事業実施期間の始期より、次期地方版総合戦略の始期が前（もしくは同日）の場合…次期地方版総合戦略に事業を位置づける必要があります。
 - ②事業実施期間の始期より、次期地方版総合戦略の始期が後の場合…現行の地方版総合戦略に事業を位置づける必要があります。
なお、事業実施期間中に、現行の地方版総合戦略の終期を迎える場合には、次期地方版総合戦略にもまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を位置付けてください。